

# 被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達）

平成 9 年 7 月 4 日

熊警甲第 2148 号

〔沿革〕 平成 11 年 3 月熊警甲第 1219 号、14 年 3 月熊警第 268 号、16 年 8 月第 1094 号、19 年 3 月第 277 号、20 年 3 月第 411 号、12 月第 1762 号改正

被害者支援については、警察本部に「熊本県警察被害者支援推進委員会」を設置し、各種施策の推進に努めているところであるが、このたび、警察署における被害者支援推進体制を確立するため、別添のとおり「被害者支援推進委員会設置要綱」を制定したので、その効果的な運用に努められたい。

なお、「熊本県警察被害者対策推進委員会設置要綱の制定について」（平成 8 年 3 月 27 日付、熊警甲第 801 号）は廃止する。

## 別添

### 被害者支援推進委員会設置要綱

#### 第 1 設置

熊本県警察本部に熊本県警察被害者支援推進委員会（以下「本部委員会」という。）を、各警察署に警察署被害者支援推進委員会（以下「署委員会」という。）を置く。

#### 第 2 任務

- 1 本部委員会は、被害者支援の実施に関し、総合的な検討を行い、その推進を図ることを任務とする。
- 2 署委員会は、警察署における被害者支援の実施に関し、具体的な検討を行い、その推進を図ることを任務とする。

#### 第 3 本部委員会の構成

本部委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表 1 に掲げる者をもって充てる。

#### 第 4 本部委員会の運営

- 1 本部委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、副委員長及び委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### 第 5 幹事会

- 1 本部委員会の任務を補助させるため、本部委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表 2

に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、次の事項について検討し、その結果を本部委員会に報告するものとする。

- (1) 被害者の救援に関すること。
- (2) 捜査過程における被害者の第二次的被害の防止・軽減に関すること。
- (3) 被害者等の安全の確保に関すること。
- (4) 被害者支援推進体制等の整備に関すること。
- (5) その他被害者支援を推進するために必要な事項

4 本部委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

## 第6 専門部会

- 1 幹事会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 第7 庶務

本部委員会及び幹事会の庶務は、警察本部広報県民課において行う。

## 第8 署委員会の構成等

署委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、署長が定める。

### 別表1

#### 本部委員会

委員長	副委員長	委員
警務部長	警務部参事官（警務課長を兼ねる者に限る。）	警務部参事官 生活安全部参事官 刑事部参事官 交通部参事官 警備部参事官

### 別表2

#### 幹事会

幹事長	副幹事長	幹事
広報県民課長	刑事企画課長	総務課長 警務課長 監察課長 会計課長 教養課長 厚生課長

		生活安全企画課長 少年課長 生活環境課長 地域課長 捜査第一課長 捜査第二課長 組織犯罪対策課長 鑑識課長 交通企画課長 交通指導課長 警備第一課長 警備第二課長 警務部企画調査官
--	--	--